広島県告示第四百四十三号

を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

二十六年六月十九日までの間、縦覧に供する。その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成

平成二十六年六月五日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

県道深江柿浦線	路線名
江田島市大柿町深江字田中一四五三番一七地先まで江田島市大柿町深江字下郷二○一一番一○地先から	供用を開始する区間
平成二六年六月五日	供用を開始する日